

国立大学法人東京農工大学旅費細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (新設)</p> <p>(外国旅行に係る地域の定義) 第15条 規程別表第2の1の備考1に規定する次の各号に掲げる地域として細則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、<u>グルジア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにこれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) アジア地域(本邦を除く。) アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、<u>グルジア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、<u>ロシア</u>及び前号に定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにこれらの周辺の島しょ</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(外国旅行甲地方の範囲) 第16条 規程別表第2の1の備考1に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第14条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニ</p>	<p>本則</p> <p>(学外者の相当する職等の区分) <u>第13条の2 規程別表第1の1の備考に規定する学外者の相当する職等の区分については、別表第4のとおりとする。</u></p> <p><u>2 規程別表第2の1の備考3に規定する学外者の相当する職等の区分については、別表第5のとおりとする。</u></p> <p>(外国旅行に係る地域の定義) 第15条 規程別表第2の1の備考1に規定する次の各号に掲げる地域として細則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、<u>ジョージア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにこれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) アジア地域(本邦を除く。) アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、<u>ジョージア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、<u>ロシア</u>及び前号に定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにこれらの周辺の島しょ</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(外国旅行甲地方の範囲) 第16条 規程別表第2の1の備考1に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第14条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニ</p>	

ア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

(新設)

ア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

別表第4(第13条の2第1項関係)

内国旅行における学外者の相当する職等の区分

学外者		相当する職等の区分
1	国立大学法人の役員	役員及び研究院長
2	独立行政法人その他これに準ずる機関の役員	
3	国務大臣及び国会議員	
4	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者	
5	本学の経営協議会の委員	
6	地方公共団体の長	
7	地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の長	
8	私立大学の長	
9	外国の大学の長	
10	1から9までに相当する者として学長が認める者	
11	1から10まで及び12以外の者	職員(研究院長を除く。)
12	他大学の学生	大学院生及び学部生

(新設)

別表第5(第13条の2第2項関係)

外国旅行における学外者の相当する職等の区分

学外者		相当する職等の区分
1	国立大学法人の役員	役員及び研究院長
2	独立行政法人その他これに準ずる機関の役員	
3	国務大臣及び国会議員	
4	一般職給与法第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者	
5	本学の経営協議会の委員	
6	地方公共団体の長	
7	地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の長	
8	私立大学の長	
9	外国の大学の長	
10	1から9までに相当する者として学長が認める者	
11	国立大学法人又は独立行政法人その他これに準ずる機関の教授及び准教授	職員のうち教授、准教授、事務局長、部長及びこれらに相当する職位にある者
12	国立大学法人又は独立行政法人その他これに準ずる機関の事務局長及び部長	
13	一般職給与法第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)の7級以上の適用を受ける者	
14	地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の教授及び准教授	
15	私立大学の教授及び准教授	
16	外国の大学の教授及び准教授	
17	11から16までに相当する者として学長が認める者	
18	国立大学法人又は独立行政法人その他これに準ずる機関の講師、助教及び助手	職員のうち上欄又は下欄の職位

	19	国立大学法人又は独立行政法人その他これに準じる機関の事務部の課長、課長補佐及び係長	以外の者
	20	一般職給与法第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)の6級以下3級以上の適用を受ける者	
	21	地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の講師、助教及び助手	
	22	私立大学の講師、助教及び助手	
	23	外国の大学の講師、助教及び助手	
	24	日本学術振興会特別研究員	
	25	18から24までに相当する者として学長が認める者	
	26	他大学の学生	職員のうち主任、係員、技術員及びこれらに相当する職位にある者並びに大学院生及び学部生
	27	1から26まで以外の者	

附 則 (細則第20号)

- 1 この細則は、平成28年1月1日から施行し、同日以降に出発する旅行から適用する。
- 2 この細則の施行日前に出発し、完了が施行日以降の旅行については、なお、従前の例による。